

海外利払い 税逃れに網

政府・与党、損金算入縮小へ

国内融資も一部対象

政府・与党は企業が借入金の利子を過大に払い、課税所得を減らすことによる税逃れを難しくする。海外の関連会社などに払う多額の利子について、損金として算入できる額を少なくする方向だ。国内企業やグループ外企業への利払いでも損金扱いに制限をかけることも検討する。利子の損金算入は税逃れに使われやすいため、国際基準に沿って網をかける。

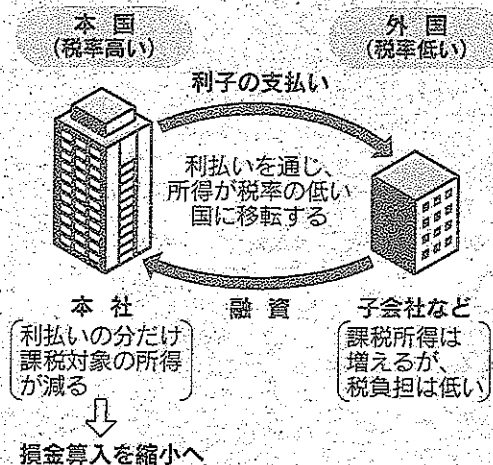
「過大利子支払税制」は、借入金に対して払うと称する仕組みの見直しに呼ぶ。与党の税制調査会が検討したうえで結論を出す。2019年度の与党税制改正大綱に租税特別措置法の改正案を盛り込む方針だ。日本など各国の税制で

日本の法人実効税率は29・74%。日本より税率が低い英国やイタリアのような国にある関連会社から借り入れて多くの利子を払うと、税率が高い日本での課税所得が減り、税率が低い国での所得が増える。グループ全体では納税額が抑えられる可能性がある。

こうした行為を規制するため、今は海外の関連会社に利子を払うと、自社の所得に受取配当などを足した額の50%を超える分は損金としての扱いを認めない。

政府・与党は損金算入できる額をさらに下げられる方針だ。利子の支払いが配当を除いたEBITD A(利払い・償却・税前利益)の30%程度を超えれば、原則として超過分

利払いを通じた税負担軽減策



を損金として認めない案が有力となっている。

借入先の企業がグループ外や、国内である場合での適用も検討する。例えば税率の低い国にある子会社が必要とする資金を日本の親会社が日本のグループ外企業から借り入れ、そのお金を子会社に出資するようなケースだ。親会社が過大な利子を払えば日本での所得が減り、度が過ぎた節税になる恐れがある。

利子を巡る税制の見直しは経済協力開発機構(OECD)による「税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクト」を受け、18年度の与党税制改正大綱でも対応を進めることを決めていた。

ただ、対象を国内まで広げることには課題がある。例えば武田薬品工業はアイルランドの製薬大手シャイアーを買収するため、国内の金融機関などから3兆円以上を借り入れた。M&A(合併・買